

移動支援、移動投票所の取組について

移動支援の実績

第24回参議院選挙における移動支援の実施状況

(単位：団体、人)

実施団体数				利用者数
	巡回・送迎 バスの運行	臨時バスの運行	その他	
215	172	5	38	4,182

(利用者数は総務省で把握している人数(一部の団体で利用者数が不明))

移動支援に要する経費の財政措置の新設

国政選挙

- ・ 移動支援に要する経費(巡回バスの運行や無料乗車券の発行に要する経費)について、実態も踏まえ、**平成28年の執行経費基準法改正で「移動支援経費」の加算規定を新設**
- ・ 国政選挙における移動支援に要する経費について、国費で措置することを法律上明確にし、参院選では関連予算を確保

地方選挙

- ・ 地方選挙における移動支援に要する経費について、**平成28年度から特別交付税措置**

【特別交付税措置額】

経費 × 1/2 (※ 財政力補正あり)

自宅から投票所までの移動困難者を対象として移動支援を実施した例①

青森県 たっこまち 田子町

(有権者数 : 5,242人)

〔移動支援の内容〕

自宅と期日前投票所の間を車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎

〔実施の経緯〕

平成27年の統一地方選以降「体が悪くて投票に行けないし、家族もいない。役場が何とかしてくれないか。」という問い合わせがあり、今回の参議院選挙から実施

〔対象者〕

- ・ 「長時間の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人」としており、年齢や要介護認定者等で限定していない
- ・ 主に高齢者や障害者を想定しているが、若年層のけが人等も利用可能(対象者に該当しているかは、申請があった際に選管が判断)
- ・ 対象地域は町内全域

〔実施期間〕

選挙期日当日は希望者が集中したときに対応できない可能性もあるため、期日前投票期間に限定

〔利用者〕

利用者4名は全員が車イス利用者

〔利用者負担〕

利用者負担なし(実施費用11,050円)

自宅から投票所までの移動困難者を対象として移動支援を実施した例②

かみかわちょう
兵庫県神河町

(有権者数 : 10,215人)

〔実施の経緯〕

投票所の統廃合により、新たな投票所まで距離が離れた選挙人のために移動支援を検討し、平成21年執行の町長選挙から実施

期日前投票期間(平日のみ)

〔移動支援の内容〕

社会福祉協議会が自宅と期日前投票所の間を車イスやストレッチャーの搭載に対応している車で送迎

〔対象者〕

- ・ 「公共交通機関の利用が困難な方」としており、具体的には車椅子・ストレッチャーを利用している者に限定
- ・ 対象地域は町内全域

〔利用者・利用者負担〕

1名(車イス利用者)、利用者負担なし(送迎1回あたり500円を町から社会福祉協議会に支払い)

選挙期日当日

〔移動支援の内容〕

自宅から投票所間を保健師(町職員)を同乗させた町の公用車で送迎

〔対象者〕

- ・ 「歩行に支障のある独居高齢者及び高齢者夫婦世帯」としており、具体的には同一世帯内の方の送迎が不可能で、自宅から最寄りのバス停まで自力歩行が困難な方に限定
- ・ 希望者は民生委員を経由して申請するため、対象者に該当しているかの確認は民生委員が判断
- ・ 対象地域は町内全域

〔利用者・利用者負担〕

1名(目の不自由な方)、利用者負担なし(町職員による送迎のため、費用発生せず)

島根県浜田市における移動期日前投票所の取組

島根県浜田市で自動車(ハイエース)を利用した移動期日前投票所を開設し、山間地に住み、投票所まで距離が離れた交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会を確保

○人員体制

投票管理者、職務代理者、投票立会人(2人)事務従事者の計5人を配置。
※投票管理者及び投票立会人2人は、全体を見渡せる後部座席に座る。

○実施日時

7月1日(金) 9:30~17:30 (4箇所)
7月2日(土) 9:30~17:00 (5箇所)
7月3日(日) 9:30~14:00 (2箇所)

○投票方法

1人ずつ車内に乗り込み、投票を行う。

○投票環境対策

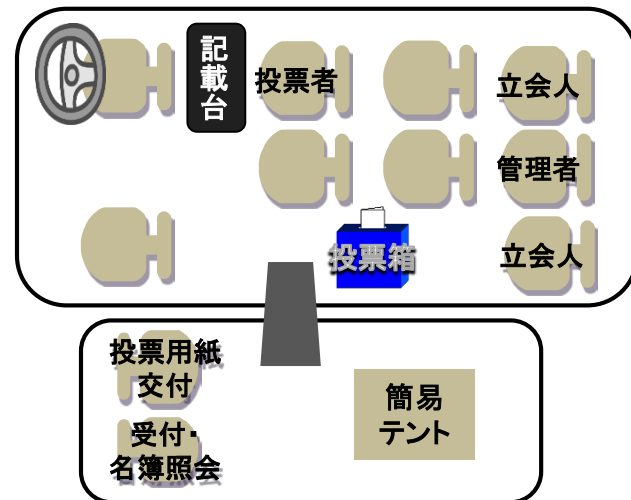
- ・車内に乗り込むための段差解消を行うため、スロープを設置
- ・車いすや体の不自由な方への対応については、職務代理及び事務従事者による介助を実施
- ・雨天時や暑さ寒さ対策のため、乗降口に簡易テントを設置
- ・記載場所にプライバシー保護パネルを使用し、投票時には窓ガラスに目隠しを施す

○投票者数

68名
(旧投票区における選挙人が当該期日前投票所を利用したと考え、旧投票区の約4割(※)の有権者が利用したと推察される。)
※旧投票区における平成28年3月2日現在選挙人名簿登録者数は153名

○経費

約40万円
・管理者・立会人の費用弁償、事務従事者の人件費、記載台作成費、燃料費など
・経費は、ほぼ全額(約38万円)を選挙執行経費基準法に基づき国費により措置

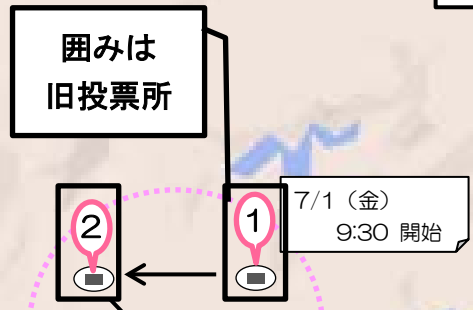


移動期日前投票実施箇所	開設日	開設時間	移動期日前投票における投票者数(人)	(参考) H28.3.2現在 選挙人名簿 登録者数	統合先の投票所
① 畑集会所	7/1(金)	9:30~11:00	8	16	A 日高集会所 (投票者数) 165人
② 山賀集会所		11:30~12:30	1	12	
③ 小角集会所		14:00~15:30	15	28	B 弥栄会館 (投票者数) 381人 (うち期日前投票者数 ※3) 272人
④ 横谷集会所		16:00~17:30	13	27	
⑤ 程原上集会所	7/2(土)	9:30~10:30	3	10	C 老人憩いの家 (投票者数) 348人
⑥ 程原下集会所 ※1		11:00~12:00	3		
⑦ 田野原地区公民館	7/2(土)	13:00~14:00	0	16	
⑧ 田野原上集会所 ※2		14:30~15:30	4		
⑨ 熊の山集会所 ※2	7/2(土)	16:00~17:00	5		
⑩ 黒沢集会所	7/3(日)	9:30~11:00	6	22	D 黒沢公民館 (投票者数) 186人
⑪ 的野集会所		12:30~14:00	10	22	
合計	3日間	13.5時間	68	153	

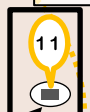
○浜田市全体の投票率：61.35%

- ※1 程原下集会所と程原上集会所は交互に投票所として使用していた。
- ※2 田野原上集会所及び熊の山集会所はもともと投票所ではないが、住民からの要望により、移動期日前投票所を設置した。
- ※3 A~Dの当日投票所において、期日前投票所としても使用したのはBのみであった。

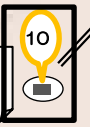
← 7/1(金) 移動経路
 ←..... 7/2(土) 移動経路
 ← 7/3(日) 移動経路



7/3(日)
14:00 終了



7/3(日)
9:30 開始



7/1(金)
17:30 終了



7/2(土)
9:30 開始



7/2(土)
17:00 終了



山間地に住み、投票所まで距離が離れ、交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会の確保を図るため、旧投票所が設置されていた場所を中心に①~⑪において移動期日前投票所を開設した。
 (旧投票所：①~⑦、⑩~⑪)

